

平成29年第1回一般質問3日目

○議長 宮城清政君 それでは、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

開議（午前10時03分）

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長 宮城清政君 日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって11番 宮城寛諄議員、12番 上原喜代子議員を指名します。

日程第2．一般質問

○議長 宮城清政君 日程第2．一般質問を行います。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。10番 大城 毅議員。

[大城 毅議員 登壇]

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時04分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○10番 大城 毅君 朝の町長の大変残念な悲しい報告がございました。ご冥福をお祈りしたいと思っております。それでは、一般質問に入らせていただきます。本年2月27日の琉球新報報道を最初として、南部水道企業団の複数の職員への規則に基づかない給与の支給、事例なしの昇給、関連して情報公開の在り方などを指摘する報道が続いています。まず、（1）南部水道企業団で複数の職員に対する給与の不正支給の報道がある。南風原町が2015年7月に問題視して指摘したとある。事実か。指摘は文書で行ったかどうかお答えいただけます。次に、（2）報道が事実であれば町の指摘が正しかったことになるのかどうかお伺いいたします。（3）指摘したにもかかわらず是正されていないとすれば、町民が不当な負担をしたこととなります。町長はどう対応されるかお伺いいたします。

2つ目に、待機児童の現状について伺います。平成30年度の待機児童ゼロは達成できるかどうかお伺いいたします。（1）待機児童の現状はどうなっているかご報告願います。（2）子ども・子育て支援事業計画の平成30年度待機児童ゼロは達成可能なのかどうかお伺いいたします。

3つ目に、津嘉山小学校の児童数・クラス数の将来推計がどうなっているか。分離校も検討すべきではないかお伺いいたします。まず、（1）津嘉山小の児童数・クラス数は、区画整理完了

を踏まえた推計ではどうなっているか。現在の学年ごとの1クラス人数を維持する前提でということでお伺いします。(2) 区画整理が計画区域の全部を完了し、集合住宅、戸建て住宅が増えることを考えれば、分離校が必要になるのではないかということについてお答えいただきます。

4つ目に、バス停への屋根設置の推進についてお伺いいたします。まず、(1) 当間原バス停への屋根設置に必要な土地の確保が困難なことからバス停の屋根設置を断念したとのことですが、予定した右折帯は確保できるのかどうかお伺いいたします。(2) 都市計画決定が実行されないこととなりますが、これによる問題点はないのかどうかお伺いいたします。(3) 国道507号、サンエー津嘉山シティ前・上りへのバス停屋根設置進捗はどうかお伺いいたします。

(4) 国道上のバス停屋根設置に必要な歩道の幅員は何センチなのかお伺いいたします。(5) 国道331号南城市佐敷、特に下り知念向けのバス停には3メートルに満たない歩道に設置されています。どうして設置できたのかお伺いいたします。(6) 国道507号の整備にあたっては、バス停屋根の設置を進めることができるのではないかとお伺いいたします。

また総務部関係になりますけれども、5つ目に、広報はえばるの編集体制はどうなっているかお伺いします。(1) 広報はえばるの編集体制はどうなっているか。(2) 掲載項目はどこでどのように決定されているのか。(3) 町行政の不祥事、直近では南星中体育館屋根補修工事にかかる和解金などが掲載されないのはなぜか。これについてご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお伺いします。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 細かい点は、各部署に任せますが、南部水道企業団の不祥事の件であります。南部水道の問題等においては、南部水道の職員から昇給等、飛び級等の問題が理にかなわない部分があるがどうなのか、どういうことなのかとありました。南部水道企業団の条例・規則等がどうなっているのかについても、南風原は南風原、八重瀬は八重瀬で異なっているのかどうか、中身についてどうなっているのか調査しなさいと。また、南風原だけではなくて八重瀬の担当職員も一緒になって聞き取りもしなければ結論が出せないから調査しなさいと。不満があるということは、何か異なっている部分があるかと思うから調査しなさいと、文書ではなくて私は指示をいたしました。そのように今、調査をしております。その他においては、各々担当からお答えさせてもらいたいと思っております。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項1点目の南部水道企業団の不祥事に関する報道は事実か(1)についてお答えします。この問題は、平成26年度より把握をしてまいりました。そのきっかけとなったのは、企業団の職員が本町の給与担当職員に対して企業団の職員給与に問題があるとの連絡があったことによります。この連絡を受けて以降、本町の

条例・規則に沿った内容で指摘を行いました。その指摘については、口頭で行っております。

(2) についてお答えします。本町職員の給与担当者がその内容を確認したところ、条例・規則に沿った取扱いがなされていないことを確認し、そのことを指摘しております。その後、一連の報道にあるように給与是正がなされており、それに向けて取り組んでおり、それは町の指摘を正しいと判断したものと理解しています。

(3) については、町長からありましたようにその指示を受けて、現在、正式名称としましては南部水道企業団水道事業運営アドバイザー会議へ企業長より委嘱を受けて、そのメンバーについては本町から私と総務課長、八重瀬町からは副町長、総務課長、そして南部水道企業団からは次長と総務課長の6名で構成するアドバイザー会議で現在、給与見直しについての作業を進めています。昨日から今日にかけてですが、歴代の、すでに退職された当時の総務課長、次長、企業長含めて聞き取り調査も進めています。後日、まとめ次第、両理事に報告をしたいと思っています。

質問事項2点目、待機児童の現状、平成30年度で待機児童ゼロが達成できるか(1)についてお答えします。平成29年度の入所申込みに関する待機児童は、3月17日現在で159名であります。

(2) についてお答えします。町では、子ども・子育て支援事業計画に沿って平成29年度事業を進め、平成30年度までの待機児童ゼロ達成を目指しております。現時点で達成可能だと考えております。

質問事項4点目、バス停へ屋根設置の進捗であります。(1) についてお答えします。ご質問の右折帯については、那覇側から国道交差点を右折する箇所ですが、国道事務所がバス停上屋設置と右折帯設置を合わせて用地から工事施工まで行う予定でありましたが、用地買収の困難により右折帯も確保できていない状況となっております。

(2) についてお答えします。都市計画決定されている中で実行できないことによる問題については、右折帯設置とバス停の拡幅部分が問題となります。そのことについては、沖縄県と協議する必要があるため、本町の事業認可をどうするのか今後調整をしております。

(3) についてお答えします。平成28年6月3日に道路歩道への上屋とベンチ設置について要請をしておりますが、設置の回答は得ていません。引き続き、要請をしております。

(4) についてお答えします。上屋設置後において、歩行者等が円滑に通行することができる歩道の有効幅員を確保されていることが必要です。必要幅員は、標準的な場所でベンチ、支柱等から歩道端まで2メートル以上であります。

(5) についてお答えします。既設バス停上屋が撤去されたことによる復旧ということでもあります。

(6) についてお答えします。国道507号の工事は、土地区画整理事業の道路整備まで行っておりますが、バス停上屋も同事業で設置できないか沖縄県に確認したところ、できない旨の回答がありました。

質問事項5点目の「広報はえばる」の編集体制について（1）にお答えします。編集担当は、総務部総務課で行っております。

（2）についてお答えします。掲載記事は、町内各部署、関係機関からの掲載依頼や広報担当による取材により作成をしております。原稿内容やレイアウト編集は、依頼のあったものに確認しながら決定しています。全体的なデザイン、写真及び記事配置については、総務課で構成し、決裁後に発行をしております。

（5）についてお答えします。不祥事のケースはそれぞれが異なることから、広報掲載については随時判断し対応しております。以上です。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 質問事項3. 津嘉山小学校の児童数、クラス数の推計に関する（1）のご質問にお答えします。津嘉山小学校の児童数、クラス数の将来推計は、平成29年3月1日現在の住民基本台帳人口、現在の少人数学級編成で推計しますと、平成29年度は、児童数818人、31学級（普通学級数26、特別支援学級数5）となっております。平成34年度は、児童数1,140人、42学級（普通学級数37、特別支援学級数5）となります。なお、文部科学省基準の標準学級35人と40人で推計しますと、平成29年度に29学級（普通学級数24、特別支援学級数5）、平成34年度は36学級（普通学級数31、特別支援学級数5）を見込んでおります。

（2）のご質問にお答えします。標準学級試算で31学級以上の学校については、分離新設又は通学区の調整等によりすみやかに過大規模校の解消を図る必要があるとされております。津嘉山小学校は、標準学級編成において平成31年度に32学級（普通学級数27、特別支援学級数5）が見込まれ、過大規模校と見込まれます。そのため、過大規模校において生ずる課題に対し、教育上支障が生ずることがないように区域変更や分離校も含め検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それぞれご答弁ありがとうございました。それでは、再質問は一問一答で行ってまいりたいと思います。まず、南部水道企業団についてですけれども、答弁書が届きましたが、26年度から把握していたということでもあります。向こうから情報提供があつて、それに対応して指摘をするという流れだと思うのですけれども、そのきっかけはいつ誰から、こちら側の誰がどのようにその情報に接したのかについてお伺いします。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 今ありました南部水道企業団からこちらに対する問い合わせということですが、平成26年度末ごろだったと記憶しております。当時の南部水道企業団の給与担当が役場に見えて、そこで企業団の給与の取扱いでおかしいと思うところがあるというような相談を受けて、私が当時、総務課の人事行政班長でありましたので対応いたしました。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 先ほど答弁の中で、指摘は口頭で行いましたとありました。今、総務課長に答弁をいただきましたが、おかしいところがあるということについてこれも全部口頭だというのはあり得ない話で、細かい、例えば何級から何級だとか、金額だとか、そういったものがなければこんな相談は正確ではないわけで、文書があるのではないですか。いかがですか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 文書などという質問なのですが、相談を受けた際には、南部水道企業団でおかしいと思われることについての資料提示を受けておりました。その内容を見て僕らで指摘をしました。確かに答弁では口頭で行いましたとありますが、いわゆる事務調整レベルで、例えばこの部分はちょっとおかしいと思うとかそういう部分はペーパーでやり取りをしております。それはお互いの連絡という位置付けでペーパーでのやり取りをしました。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 それらのメモなどは残っていますか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 残っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今の議論の前に、確か新聞報道のあとだったと思うのですが、議会開会前に議長の許しをいただいて町長がこの南部水道企業団に関して報告されましたね。私の記憶では開会前だったと思います。先ほども町長から一定の報告、これは答弁の中で

ありましたけれども、あれは私も走り書きでメモをしてあってちょっと不正確なのです。それで改めてその報告は、今この開会中に行われるべきだと思うのですが、それを行うことはできますか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前10時25分)

再開 (午前10時26分)

○議長 宮城清政君 再開します。町長。

○町長 城間俊安君 今回、議会の開会前に南部水道企業団における給与問題の新聞報道等に大きく取り上げられておりましたので、これに対して議員の皆さん方にもその状況を報告するのが大事だと思って報告させていただきました。先ほどうちの総務課長からありました26年度より把握しておりました。私に直接の報告を26年度は受けておりませんが、うちの担当にこのように南部水道の職員からきております給与問題等において、状況把握、確認をとりましたので、いろいろ問題があるのであれば南風原だけではなくて八重瀬町も一緒になって、南風原は南風原、八重瀬は八重瀬で規則に基づいてされていると思うから照らし合わせてどうなのか確認しなさいとやった段階であります。異なっている部分があるような感じはすると聞きましたので、企業団の理事である八重瀬町も一緒になって南部水道には確認するようにとやってまいりました。この問題等において、内部が混乱しているような状況であれば、住民からも妥当だと言われるよう内容確認をしなさいとやっておりましたので、新聞報道等においてはむしろ私たち以上に先行していると痛感しておりましたので、私たちも再度、内部については本格的に、先ほど副町長からありましたアドバイザー会議も辞令を受けてそれで本格的に調査をしてまいっている段階において、人間がやることですから間違いもあるかも知れない、間違いであればすぐ是正するように、これに対しては私たちもあったという報告を聞いておりました。上げるべきものを見過ごして、1年後に見つかって昇給させた、その差額分は還付もやったという間違いであれば間違いとやっていけば、これに対しては皆理解するのではないかということでもちゃんと調査するように申し上げた次第であります。新聞報道等については、私たちが関知しない部分もあります。それに対しては、私たち理事としても当然、企業長、職員を信頼してまいりましたので問題はなかったものだと思っておりましたが、調査をしたらこういう部分が見つかり、今はその是正に向けて話し合いを進めていることはご理解をお願いしたいと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 先日の朝、町長からご報告があったものから表現を変えられたものもいくつかあったように感じますけれども、できたらその原稿をあとでいただけませんか。それは大丈夫ですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今、町長が読み上げた文については、のちほど差し上げます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ありがとうございます。それから、このあいだの話の中では確か、今も話のあった、両町の副町長、それから企業団の次長ですか構成員は定かではありませんが、アドバイザー会議を数回もつと私はメモを取っています。29年1月には一定の方向性を出したというようなこともあったかと思えます。それらの関連する資料を改めて是非ご提出をお願いしたいと思いますが、先ほど総務課長のおっしゃった先方からの資料も含めて、それはよろしいですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 この会議の事務局は、南部水道企業団が庶務でまとめていますので、先ほど触れましたが歴代の上司の聞き取り調査を進めています。昨日、そして今日も予定しています。直接は企業長から依頼、委嘱を受けておりますので、この調査結果について整理をしてまとめたのちに企業長に報告をする予定です。企業長から両理事に南風原、八重瀬の町長に結果報告がなされると思います。依頼者である企業局の判断も仰がなければいけませんので、それは確認してから行いたいと思います。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 是非取り計らってください。よろしく申し上げます。それから、今おっしゃったように、アドバイザー会議とはちゃんとした企業長から委嘱を受けての会議ということです。これらの手続きがされる上で、この指摘については文書ではなくて口頭で行ったという先ほどの答弁でしたけれども、その資料についてどこについてはどうだと口頭で行うというのは通常考えられないと思うのです。やはり文書で行ったのではないですか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 文書で行うべきではないかという質問ですが、われわれは南部水道企業団を構成する町の職員の立場であり、アドバイスというかたちで助言を行ってきました。ですが、先方は組合、われわれは南風原町で団体が違うものですから、こちらから公文書で指摘というかたちはどうなのかと、もちろん町長は公営企業の理事としての立場であるものですから、町

長が理事として口頭で企業長に指摘を行ったということは同席して聞いております。町としての、給与担当として公文書での指摘は行っておりません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 企業長が委嘱してアドバイザー会議を設置したわけですよね。必要な調査項目も示されたのかも知れませんが、こういったものは向こうの中のことですからあまり立ち入ってやるつもりはありませんけれども、構成町からわざわざ副町長が出かけて行くということですよね。そうなれば向こうからは何らかの公文書で依頼があったはずですね。当然ですね。給与担当とそれなりの立場の方とはそういったレベルで、口頭であるいは向こうからは資料で示してあったのかも知れませんが、これについては先ほど本町の条例・規則に沿った内容で指摘を行いましたとあります。2番目の答弁では、確かに規則どおりの扱いがされていないことを確認し指摘したとあります。副町長は条例と規則、両方をおっしゃいましたが、これは南水の条例・規則どおりの扱いではないという指摘をされたということなのでしょう。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時37分）

再開（午前10時37分）

○議長 宮城清政君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 アドバイザー会議についての委員の依頼がありました。今その文書を探させています。それを受けて委嘱状を受けました。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時38分）

再開（午前10時38分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○副町長 国吉真章君 先ほど総務課長が当時、南部水道企業団の職員から給与の昇給昇格についての疑義があって、それについて町の条例と向こうの条例は一緒ですので給与条例、昇給昇格に関する基準もほぼ同じ内容ですので、例えば昇格について新聞で報道されています飛び給という表現、それも町もそうですが内容的には南水の規則も同じ内容になっています。ですから、こういう内容がいくつかあって、組合側から問題提起がされました。それについて町としての意見を伺いたい、判断を伺いたいとありましたので、これまでの疑義のある昇任昇格の取扱いあるいは初任給決定の位置付けとかいくつかありまして、そのへんを是正してもらいたいと意見をもら

いたいと明確にいくつか指摘がありました。それに沿って、アドバイザー会議で議論をしながらこれまで調査をしているということでもあります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今の答弁では、南水の条例・規則と本町の条例・規則は、内容的には同じだという趣旨が1つですよね。ありがとうございます。それから、アドバイザー会議は両町から出てもらって、内部で調査をするための組織だと捉えてよろしいですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 内部と言えば、南水の職員2人が参加しています。あとの4名は南風原町と八重瀬町からですので外部の認識です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 企業局の人間も含めて、南風原町と八重瀬町から南水の事務の在り方について調査するというのが任務ですね。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 はい、そうです。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 ところで、先ほど町長は理事として南水で企業長にお話をしたというような趣旨だったかと思えますけれども、町長がそのことを知ったのはいつですか。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前10時41分）

再開（午前10時41分）

○議長 宮城清政君 再開します。町長。

○町長 城間俊安君 この問題を認識したのは、26年、南部水道企業団の職員からこちらの給与担当のところは相談に来た時、即その報告を受けましたので、これに対してそういうことであれば一緒になって調査をなさいと即やりました。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうすると、先ほどあった26年の末頃だったと思うけれども、向こうの給与担当の方が南風原町に来られて問い合わせと言うか相談を受けたと。それに対して給与担当は自分のところの条例・規則に照らしておかしな点があるということを伝えた。そのことを言わば間を置かず町長にもお伝えをした。こういう流れでよろしいですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 はい、そのとおりです。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町長は理事として、これもやはり口頭で企業長に指示をしたということなのでしょいか。それとも、理事としてちゃんとどの点がどうだと具体的に示されるべきで、例えば事務担当も一緒に行って企業長に具体的に指摘をしてどうなっているか調べるという指示があるべきではないかという感覚があるわけですけども、その点はどうですか。おかしいから調べなさいという漠然とした指示なのですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 もちろん、うちの総務課長からあったように、南部水道からこのようにきているから、皆さん方どうなっているのか調査をしたほうがいいのではないかと、八重瀬町とも連携しながら調査すべきではないかということを南部水道の理事会でも申し上げた経緯があります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私の手元に平成27年7月22日水曜日、南風原町役場総務課提出。職員履歴を確認したところ気になるポイントという文書があるのですけれども、これは先ほど来話のある向こうの担当者から今の総務課長へ問い合わせがあったその時の文書だと思ってよろしいですか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 はい。7月22日の文書で間違いありません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうしますと、今是正の取り組みがなされて、新聞報道によりますと一度は先方の労働組合がこれでは駄目だということで合意できなかったけれども、その後、合意に至ったというような記事があったかと思えます。それもこの新聞報道によると是正した額というのがちょっと少ないのではないかということも指摘されていたりしていますし、現実的には26年に町長が知って企業長にお話をしたりした時期から新聞報道がされている動くまで放置されてきた。先ほどオブザーバー会議などがあったと言うのですけれども、実態としては動きが表面に出てこなかったということだと思うのですね。現実には放置に近いかたちになっているのではないかと思いますけれども、町長は理事としてどのような行動を取られたのかお答えいただきたいと思えます。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 放置という言葉が出ましたが、新聞報道が出る以前に担当職員、副町長が両町とのアドバイザー会議を再三再四開いておりますので、放置という言葉はいかがなものか。新聞報道には出ていないのですが、じっくり再三再四にわたって担当職員もやっておりますので、これについてちゃんとしなさいということに対して十二分に担当をとおして進めているものだと、またやってきたつもりであります。そういうことでご理解をお願いします。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これだけ新聞で報道されているのを見れば、もちろんミスと言うか過誤というものがあっても知れないけれども、中を見れば、どうも企業団内部での人の動きを見れば、意図的ではないのかとかいろいろ指摘がされているように思います。間違えて、誤ってこうしたというよりも、意図的にそうしたのではないかと感じている関係者もいると思います。本当にこれは単なる間違いなのか、事務上のミスなのか。皆さんはどのように判断されますか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 今、すでに退職された当時の関係者、上司の方の聞き取り調査をしていますが、悪意を持ってとかそういうことはこれまで係わった中では感じておりません。しかし、今は聞き取りの最中であり全ての調査を終えたわけではありません。これからアドバイザー会議ができる範囲と言うのですか、また退職されて10年とかそういう方々でするのでその方々の記憶も

はっきりしない、一部忘れていたとかそういうことも実際あります。これから聞き取りする中から6名のメンバーで全ての調査を終えたのち、まとめる段階で整理をしていきたいと思っておりますので、現時点で今のご質問には答え兼ねます。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 新聞報道では、2000年ちょうどぐらいからの誤適用だとか、それは意図的かどうか別として結果はそうなっている。そして支給され続けてきた。あるいは途中で退職された方もいらっしゃるでしょうし、これは町民から見れば、水道利用者から見れば、負担しなくてもいいものを負担させられたということになるわけです。間違いなくね。その金額を皆さん方は把握されていますか。要するに、本来であれば通常の昇任昇給と言うのかな、そういうものがなくても1年たてば上がっていきますよね。そういったものと、今回間違いだとか条例にないだとか、いわゆる正しくない支給がされたその差額です。それは計算されていますか。

○議長 宮城清政君 総務課長。

○総務課長 儀間博嗣君 最終的な各職員の給料月額というものは、南部水道から正式な報告はないのですが、この調整会議の中ではこの数字だよというものが示されております。その結果は受けておりますが、その結果に至るそれぞれ訂正が何カ所かされていますのでその訂正された箇所と現実に支給されてきた給料月額との差額、その積み上げというものはまだ示されておられません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今その是正の動きがされているわけですがけれども、町民として水道利用者としては余分に負担させられている額は明らかにされるべきですので、明らかになり次第、ご報告したいと思っておりますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 結果については、依頼者である企業長に報告しますので、企業長から両理事に報告があると思っております。そこで判断があると思っておりますので、それは今即答できません。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 是非それは水道利用者を基準に考えなければいけないと思いますので、業務している所の都合ではありませんので、すみやかに報告されるように願いたいと思います。そして、現実にはこの負担、2000年から今日まで是正されずにきたわけです。これについてはやはり理事である、この間、報道されたとはいえ2016年以後の行動ですから、それ以前の2000年からですから、10何年間見過ごされてきたということです。結果としては、やはり理事である町長の責任は免れないものがあると思うのです。これについてはどうお考えですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 南部水道企業団であります。独立しておりますので、企業長が中心になって、更にまた私たち町も町民もある面では委託しておりますので、当然これについては南部水道企業団が責任を持つものだと思っております。理事は非常勤であります。物理的に短時間で中身について全部理解できるものではないと思っております。企業団の職員を信頼して業務をさせているのが私の務めだと、また大きく曲がった方向へ行かないように指導するのも立場だという部分、こういう給与問題細部においては向こうの職員が専門的にできなかったのであれば今後研修等をしていくことが先決だと思っております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 非常勤だとかなんとかという話ではないですよ。理事ですよ。そうでなきゃ、理事の資格から外れたらいいのです。でも、町長である以上、一部事務組合と言うか公営企業を組んでそこで理事の立場は免れないわけですから、それは責任を負うという答弁が当然であるべきなのだけれども、今のはもう完全に私は非常勤だからそこまでは知りませんよという答弁では納得できないですね。今のような問題を南風原町も言われるまで分からなかった、それはどうすれば把握できるかはまた別の問題で、それだからこういった問題が放置されても仕方がないという答弁になりますよ。是非これは考え方を改めていただきたいと思います。

ところで、2003年、平成15年ですけれども、町長の娘婿さんは無試験で南部水道企業団に就職されています。間違いはないですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 そうです。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 率直にお認めいただきました。過去の会議録で明確ですので、今のご答弁は大変素直でいいかと思います。私はこのように自分の関係者を無試験で就職させる、こういう町長の言わば無法と言ってもいい姿勢が今回のこのような不祥事の発覚も是正も遅らせている、そういうこととは無関係だと思えないのです。町長、いかがですか。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 私は、理事として南部水道企業団の南風原推薦であります。そういう問題があれば自省してもらいたいと強い口調で申し上げているのは理事として当然で、少ない職員同士がにらみ合いをするのではなく和気あいあいと職務できるようわだかまりは無くすよう、協同、一致できるよう毎回、強く指示はしております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 町長はお認めになりましたので、南部水道企業団の事業が事務の運営も含めて適法に、どこから見てもケチが付けられないような運営がされるようがんばっていただきたいと思います。希望して次に進みます。

待機児童に関してですけれども、2回の子ども・子育て支援事業計画の変更によって、今年度あと2園の保育園が60人掛ける2で運営され始める、宮平でも1園、こういったものなども含めて30年にはゼロが達成できる見込みだということでした。それについては是非そうなるようがんばっていただきたいと思います。ただ、良く言えば状況に合わせてすみやかに計画変更をして対応して、保護者・子どもたちの要望が受け入れられてきたと、悪く言えば甘かったというの逆にも逆にも言える。そういう点で是非保護者のニーズに対応できるようがんばっていただきたいと思います。

それから、弾力運用という言葉ですけれども、これについてかつてこういう答弁をされていません。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時00分)

再開 (午前11時00分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○10番 大城 毅君 平成26年第4回定例会ですけれども、私の質問に対して平成27年度からの子ども・子育て支援計画においては、弾力運用ではなくあくまでも定員ベースで計画することになっています、そのことについて確認しますと私が質問しましたら、当時の民生部長は、議員がおっしゃったとおり平成27年度にまだ交付されていませんけれども現在は国が示す25パーセン

ト弾力化はOKということがあります、制度が新しくなった場合にはこの弾力化はやっていきませんよということになります。と、答弁されています。これはそのとおりですか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 弾力化についてでございますが、できないではなくて新制度においては年間おとして平均で20パーセントを超えるような事態が2年間続くようであれば定員の見直しをするようにというようなことでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 あの時、答弁されたものとはちょっと違って、逃げ道が作られてしまったかという感じなのですが、本町の計画では30年度においてこの弾力運用は想定されていますか、いませんか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 制度としては使えます。現時点でまず8パーセントです。それも活用しながら、まずは待機児童を解消していくという考えでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 本来、定員でももちろん法律上可能で、保育の質を確保するという上ではそういうことに頼らずに保育施設を充実させていく姿勢でがんばってほしいということでこれは希望して終わります。

次に、津嘉山小学校について数が出されました。南風原の教育という、毎年の年報と言うのでしょうか、方向が出されておりますけれども、この中で28年度版は32年までの想定が出されています。今の答弁は、それを越えた34年までの数が想定されました。これとの関係はどうなっていますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 南風原町の教育について書かれている資料につきましては、毎年5月1日の児童数を参考に推計しております。今回、お答えしました推計につきましては、最新3月現在の住民基本台帳人口を基に算出した数字となっております。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時04分）

再開（午前11時04分）

○議長 宮城清政君 再開します。町長から答弁の申出があります。

○町長 城間俊安君 先ほど私が申し上げた南部水道の採用について、推薦はできますが採用は南部水道の権議であります。私が採用と誤解されては困りますので、推薦であって採用は南部水道だということをご理解お願いします。訂正します。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 南部水道の採用については、確かに採用者は南部水道です。でも推薦の根拠が明らかでないまま町長が推薦されたということは指摘しておきたいと思います。また何かありましたらお答えください。

この数字については、どういうふうにして出てきたのか。私は、区画整理の進展が津嘉山の生徒数の動向に大きな影響があるわけです。今回、34年の推計をしてクラス数が過大校に該当しそうだということで区域の変更や新分離校も検討するという答弁が出ましたが、この推計は区画整理事業の100パーセント完了を前提にしていますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 今回の推計は、3月現在の住民基本台帳の推計であり、それでもかなりの児童数が増えていることから、区画整理完成後の推計とは別に現在の住基人口で推計をしています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これは区画整理を担当している部署に聞きたいのですけれども、区画整理が100パーセント完了はいつの予定で現状はどこまで進展しているのかお答えください。面積でいいです。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 面整備においては、約6割は終わっている状況となっています。そして完了年度ですけれども、事業認可変更の手続きを踏むということでその準備をしていると

ころでございますので、現在30年となっているのを変更する予定となっております。延期については国・県との協議となりますので、いつまでとは今の段階では言えないところであります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 今、南風原で高層マンションの建設が相次いでおります。津嘉山でも同じだと思います。区画整理区域の図面をざっと見てみますと、道路沿いについては高層がかなり可能だと伺いました。この区画整理の人口増が当然どこかで推計されていると思うのですが、これまで考えていた3階、4階のアパートというものを超えて10階建てとかかなり高層マンションも増えていることで人口の推計を変える必要があるのではないかと思うのですが、これはどこが担当しているのでしょうか。そこはいかがですか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 児童生徒の人口推計につきましては、津嘉山地区について住基台帳人口でもかなり増えていることから、先ほども申しましたが住基台帳で推計しております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私の考え方としては、今の傾向では高層マンションがこれまでの想定を超えてどんどん建築されていくのではないかと。それがもちろん人口に表れているのかも知れませんが、そこは是非しっかり予測して区画整理の担当とも連携を取って推計していく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 社会増につきましては推計し難い部分がありますが、連携しながらやっていきたいとは考えています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 子育て政策、医療費の現物支給なども含めて南風原への人口は今のところ増えているのではないかと思います。

ところで、区域変更や分離校などを行う手続きについてですけれども、教育の他に審議会など検討されるシステムはありますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 それではお答えします。教育委員会の中に大規模解消についての審議会がありますので、そこで議論をしてみたいと思います。ただ、現段階では分離新設、校区の変更になるのか増築になるのかまだ審議しておりませんので、審議の内容についてはこの3つの方法があるのかということで考えております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 是非後手にならないように英知を結集して対応していただきたいと思えます。

バス停の屋根についてですけれども、当間原について右折帯が設けられなくなる、それからバス停の拡幅部分も問題となるということで答弁がありました。本町の事業認可をどうするのかというのはどういう意味ですか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午前11時12分)

再開 (午前11時12分)

○議長 宮城清政君 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 仲里 淳君 現在この右折帯の拡幅部分とバス停の部分につきましては、本町で事業化はしてございません。国が事業することになってございますので、国が厳しいと言うことを受けて、今後その部分を町が事業化できるのかどうか県と協議調整をしてみたいということでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 そうすると、これまでは国がやるということで進めてきたけれども、国が難しいということだから南風原町が引き取って南風原町の事業としてやれるかどうか検討しますという理解でよろしいですか。

○議長 宮城清政君 都市整備課長。

○都市整備課長 仲里 淳君 そのとおりでございます。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 本来、国の事業であれば南風原町はお手伝いぐらいでいいのだろうという感じがするのだけれども、南風原町の事業となると負担も大きくなるわけですよね。その点、いかがですか。

○議長 宮城清政君 都市整備課長。

○都市整備課長 仲里 淳君 この街路事業につきましては、当初町のほうで予定しておりましたけれども、情勢厳しいなか国へお願いをし、国で整備するという経緯でございました。それにつきましては、進めた結果、用地取得等の困難ということがあってやむを得ないと言いましょいか、それを受けて町で対処しなければいけないとなっている状況でございます。今後、その進展について協議してまいりたいということでございます。（「負担は増えるのかどうか」の声あり）はい。どうしても町の事業ということであれば国の補助を受けて町の負担で面倒を見ていくということになります。以上です。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 現時点、せっかく国が行っている事業なのですから、そこを追求していただきたいと思います。それから他の津嘉山サンエーシティ前だとかは、引き続き努力していただきたいと思います。

（「休憩願います」の声あり）

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時15分）

再開（午前11時16分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 上屋設置あるいは上屋の下にベンチ等を設置した場合には、歩道としての有効幅員を2メートル確保するようになっておりますので、もちろんベンチがあればベンチの端から、ベンチを設置しないのであれば支柱の端からとなります。有効幅員2メートルは確保しなさいとなっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私はこの資料をもらうにあたって受けた説明と違うのです。最低2メートル、これに上屋を設けるならプラス2メートルだと伺いました。間違いじゃないですか。

○議長 宮城清政君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 内容は一緒でございます。有効幅員として通常2メートル確保しなさいということがあって、道路法では通れる2メートルを確保しなさいということで2メートルを超えなさいというような書き方になっております。「分かりやすく説明できませんか」の声あり) 上屋を設ける場合、有効幅員は通常2メートル確保しなさいというのがありまして、2メートル確保するために上屋を設けるときにもベンチあるいは支柱が出ているのであれば支柱から2メートルは通れる部分を確保しなさいよというのが基準でございます。

それから、先ほど3.5メートルというのがありましたけれども、通常の所は3.2メートルで人通りの多い所は3.5メートルとなっております。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 これについては、法令の解釈がちょっと違いますので保留したいと思えます。そして、507号については区画整理で拡幅している所があるわけですから、これからやる所もあるのであれば是非そういったものが確保できるようにしていただきたいと思えます。

「広報はえばる」についてですけれども、不祥事についてはそれぞれ違うからできないということでしたが、これまでそういった例がありましたか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 不祥事と言いますか、課税誤りについては広報でお知らせしたこともあります。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 私は是非広報編集委員会は今のままではなくて、公正・公平な編集体制を確保すべきだと思いますがいかがですか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 現時点でも関係機関からの掲載依頼、町内の様々な取材等によって行っておりますし決裁も取られております。広報掲載委員会となりますと、広報というものは迅速性も必要かと思えますので、現在もちゃんとこういった編集体制は取られていると考えています。

○議長 宮城清政君 10番 大城 毅議員。

○10番 大城 毅君 是非、公正・公平な編集体制を確立するようにお願いしたいと思います。終わります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時00分）

再開（午前11時00分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。4番 大宜見洋文議員。

[大宜見洋文議員 登壇]

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時31分）

再開（午前11時31分）

○議長 宮城清政君 再開します。

○4番 大宜見洋文君 通告書を読み上げて、答弁をいただいたのちに、再質問から一問一答でさせていただきます。1. ひとりぼっちの子どもがいないまち、を目指して。(1) 子どもの孤立の早期発見に向けて保育所・園の時期から早期発見・対応できないか。(2) 学校がプラットフォームになるための次年度の施策はあるか。

2. 学童クラブについて。(1) 町内の学童クラブの支援員の処遇は改善されているか。(2) 一般社団法人化は進んでいるか。

3. 認定こども園について。(1) 今後、町内の幼稚園は認定こども園に移行しないのか。(2) 町内で認定こども園に移行したい団体があるとのことだが、どうなっているか。

4. 社協の抱えている地域課題について。(1) 民生委員・児童委員が足りない理由は何か。(2) 町社会福祉協議会が行っている日常的な金銭管理事業の状況はどうか。(3) 若年世帯の貧困が増えていると聞いた。負の連鎖を断ち切るためにキャリアアップの支援策はないか。

5. さらに安全・安心で住みよい南風原町にするために。(1) 安全・安心な農作物を生産するために町としてどう取り組んでいるのか。(2) 農薬使用量について、沖縄県は全国で何番目か。また、本町は沖縄県内で何番目か。

6. はえばる大学について。(1) はえばる大学の事業実施に向けての現在の進捗はどうか。

7. 県工芸技術支援センター跡地の再利用の可能性について。(1) 県工芸技術支援センターの建物と敷地を再利用する可能性はないのか。

8. 伝統的工芸品に指定された琉球絣と南風原花織について。(1) 南風原花織が伝統工芸品と認定されたが、他の産地と何が違うのか。(2) 差別化、高ブランド化への課題はあるのか。(3) 琉球絣という商標は、なぜ南風原絣ではなく「琉球」絣なのか。

9. 区・自治会活性化(会員増)への取り組みは。(1) 区・自治会会員増加に向けて、これまでの取り組みはあるか。(2) 効果はどうか。課題は何か。(3) SNSの活用は料金も安く非常に効果的だと考えるが、活用支援(パソコン教室等)はできないか。以上、9つの質問です。よろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目のひとりぼっちの子どもがいないまちを目指して(1)についてお答えします。町では子どもの孤立の早期発見について保育所・園においては、園長会や各種保育士研修会にて気になること情報提供を促しているほか、乳幼児健診でも町保健師から情報が得られるなど関係機関が連携して取り組んでおります。

質問事項2点目の(1)についてお答えします。町では町内の20学童全てに対し放課後児童支援員等処遇改善事業として、国が示した要件を満たしている場合に年額293万2,000円の補助を行い処遇改善に取り組んでおります。

(2)についてお答えします。現在、町内の20学童のうち一般社団法人は3カ所、社会福祉法人が2カ所となっております。

質問事項3点目の認定こども園について(2)にお答えします。去る2月22日に開催しました南風原町子ども・子育て会議において、町内私立幼稚園の関係者から認定こども園への移行について検討していると意見が出ておりましたので、現在の園としての考え方をお伺いいたしました。今後は、移行の時期や随契などについて確認をし、平成29年度の南風原町子ども・子育て会議において議論をしてみたいと思います。

質問事項4点目の社協の抱えている地域課題について(1)にお答えします。民生委員・児童委員については、定員66名に対し現在は49名で、17名の欠員となっております。なり手不足については、責任が重いボランティア活動や相談や会議、研修等で忙しいと認識されているのが大きな要因となっていると思われまます。

(2)についてお答えします。町社協では、日常的金銭管理支援事業実施要項に基づき、金銭管理等の事業を行っております。平成28年度においては、新規2名を含む24名の方へ金銭管理等の支援を行っております。

(3)についてお答えします。若年世帯の貧困対策として、町では保健師から得られる乳児健診における気になる子どもの情報から、その子の親の経済的貧困を把握しております。今年度は、2件ありました。そのうち1件は、就労支援のためパーソナルサポートセンター南部へ、そしてもう1件は母子家庭でしたので母子家庭へ生活支援を行っている施設「ゆいはあと」へ引継ぎを必要な支援を行っていただきました。

質問事項5点目の、さらに安全・安心で住みよい南風原町にするために。(1)についてお答えします。化学肥料や農薬を必要最小限に抑えて栽培された農産物は、安心で安全な農産物と言えます。有機栽培等の推進のため、農家に対して農地の地力維持増進対策としての堆肥や緑肥種子及び土壌改良剤を購入補助、土壌改良剤の購入補助、自然交配を推進するためミツバチ巣箱を町で設置する事業、病害虫の被害対策として防虫ネット等の資材購入費の補助等を農業団体と連携しながら取り組んでおります。

(2)についてお答えします。農薬使用量について、統計やデータがあるか調査を行いました。普及センターや県園芸振興課などでも該当するような統計資料はありませんでした。

質問事項7点目の、県工芸技術支援センター跡地の再利用の可能性について(1)にお答えします。県工芸振興センターの施設は、昭和49年に建築され、施設の老朽化などにより十分な機能を果たすことができないという判断から豊見城市に移転すると聞いております。県工芸振興センターに確認したところ、施設の老朽化などもあり契約終了時に更地にして返還する契約であるということでもあります。ご提案の再利用については難しいと考えております。

質問事項8点目、伝統工芸品に指定された琉球絣と南風原花織について(1)にお答えします。綜紵掛けや巻具、機の踏み木などの独自の道具、気候による効率的な手法や琉球絣の産地でもあるため絣と花織の併用や多様な花織技法での併用ができる独特な模様や複雑なものも効率的に織ることができること、本町にしかない独特な伝承が特徴であります。

(2)についてお答えします。伝統的工芸品としての知名度の向上と併せて、商品の差別化、消費者ニーズの把握、そのニーズに対応する商品開発と販売プロモーションが課題ではないかと考えています。

(3)「工芸指導所20年のあゆみ」によれば、琉球絣とは、かつては沖縄で織られている絣柄を総称していましたが、産地である泊、小禄、豊見城、垣花、糸満、南風原、戦後、軍施設等との関係で那覇の泊、小禄、垣花等が織物産地として復興しなかったため、最大の産地となった南風原町が南風原の絣が昭和49年、沖縄県伝統工芸産業振興条例に県の伝統工芸品として指定・認可され、琉球絣の名を冠したところによるものと考えております。

質問事項9点目、区・自治会活動への取り組み(1)についてお答えします。区・自治会会員の増加対策としましては、住民環境課窓口において転入手続きの際に自治会加入案内のチラシの交付、自治会加入促進の横断幕を作成し自治会へ交付しました。また、広報誌へ自治会加入を促す記事音掲載を行いました。

(2)についてお答えします。転入者への案内、横断幕の設置、広報誌へ掲載したことから一定程度の効果があつたと考えております。課題としましては、区長・自治会長から自治会未加入者が増えてきているとの状況を伺っておりますので新たな対策が必要であると考えております。

(3)についてお答えします。区長会にてSNS活用を希望するか確認し、どのような支援ができるか検討してまいります。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午前11時47分）

再開（午後0時58分）

○議長 宮城清政君 再開します。午前に引き続き、一般質問を行います。4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 それでは、再質問をよろしく申し上げます。まず質問1（1）からです。関係機関が連携して取り組んでいると答弁がありました。具体的な事例があれば紹介してもらいたいと思います。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 保育園あるいは民生部保健福祉課の保健師との連携の事例がございますが、まず保育園の事例を申しますと、保育園から小学校に上がる前、いわゆるネグレクト気味の親を持つ子どもの情報が寄せられた事例がありまして、調査した結果、元気ルームにつながりという事例もございます。あとは保健師からの事例でございますが、保健師は定期乳児健診を行っておりますので、その際に子どもを見ながら気になるなという情報が寄せられます。その中には若年出産の事例もございますので、若年出産に関しましては親が孤立しないように保健師と連携をして、必要であれば養育支援までつなげるというこのような連携の事例がございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ただいまの答弁から、妊娠期から中学校卒業までの期間の町内児童生徒へのセーフティネットがしっかり機能していることが分かりました。安心しました。また、去った12月定例会の一般質問で、今後、南風原高校や真和志高校との連携も取っていくと、中学校卒業後高校へ進学したあとのケアまで生徒たちの対応をしていくという答弁もありましたので、次年度しっかり効果が上がるように期待しています。また、昨年3月の厚労省の児童福祉法等改正案の報告によると、改正案の骨子には児童虐待の発生予防として妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する子育て世代包括支援センターを母子保健法に母子健康包括支援センターと位置付け、市町村は設置に努めることとありました。本町でもすでに取り組んでいるということは答弁から十分理解できましたけれども、厚生省の言うこのセンターとは、新たに箱物を造らなければならないということでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 厚労省が示している今ご質問ございました子育て世代支援包括支援センターでございますが、これは子どもがお腹にいる時から生まれてそのあとの成長期をしつ

かり連携して見守ろうということで、このセンターは箱物を指すものではないということです。仕組みづくりが大切ですよということがうたわれております。町としましても、このことを民生部内部だけではなく町社協と連携しております、実は町社協とは年4回の定例会議を持っておりますが、2月の会議の時にこのセンターの意味合いを双方で確認をして、これまで連携は取れているのですが更に強化して、厚労省の法改正の趣旨に沿った取り組みをしていきたいと思います。また、それらを受けて、今月、町の母子保健計画を策定しましたが、その中にもこのことを文言として入れ込んでおります。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 こども課の支援についてはとても理解が深まりました。母子保健計画、子どもがお腹にいる時からとなると、保健福祉課も関係してくると思いますが、係わる事業等がありましたら紹介してもらえますか。

○議長 宮城清政君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子君 お答えします。保健福祉課では、先ほど答弁がありました母子保健計画を約2カ年かけて町の保健師と管理栄養士を中心に取組んで、今年3月に策定いたしました。妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を目指して、子育て支援施策との連携を図りながら、妊娠期から生涯を通じた母子の健康を図ることを目的としています。一例を挙げますと、母子健康手帳の発行時に、妊産婦ほぼ全員に面談をして健康状態の確認とか出産や育児環境の確認などをしております。乳幼児健診では、子どもの健康状態に加え子育てへの不安はないか、子育てに関して相談する人はいるかなどの確認をしております。その中で気になる子や支援が必要な事例があれば、関係機関と連携して支援をしております。今後も保健福祉課では母子保健計画を基に、議員の質問にございますひとりぼっちの子どもがいない町に、こども課、町社協、関係機関と連携して取組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ありがとうございます。ひとりぼっちの子どもがいない町というのは、3月1日に行われた貧困世帯の子ども支援事業報告会で使われていたタイトルでしたので、今回借用しました。それと、計画の件ですが、コンサルに委託せずに職員だけで作ったということですか。

○議長 宮城清政君 保健福祉課長。

○保健福祉課長 大城美恵子君 そのとおりです。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 すごいですね。職員手作りで、正に南風原町の地域の課題に対応したオリジナルの計画かと思います。じっくり2年間をかけて地域の課題に取り組んだと理解できました。現在の町内の課題、妊娠期から早期発見でできるだけしっかり多くの子どもたちを救ってあげて、町民皆が平等に幸せになることを期待していますのでよろしくお願いします。

去った15日に県庁で開催された、子どもの居場所講演会とパネルディスカッションでは、うちの前城課長もパネリストとして本町の取り組みを報告したとの記事が新聞に記載されていました。基調講演をされた湯浅 誠氏の指摘に、しっかりかかわってくれと大人と出会えていない子は非常に早い時期から大人の振る舞いをせざるを得ない。そうなると成人になってうまく他人と人間関係を作れなかったり、就労困難になり一般の大人より大人になり切れていない遅過ぎる大人になることがある、子どもが子どもらしく生きられる世の中は大人が人間らしく生きていないと無理で、私たち自身が問われていると琉球新報にありました。ひとりぼっちのこどもをなくすことは、私たち大人が一人一人課題を自覚して町民皆で解決に取り組むことによって子どもだけでなく将来の孤独な高齢者をなくすことにもつながっていくとイメージが浮かんできます。第四次総計から今度の第五次総計へと脈々につながる理念や目標、町長が述べられた今年の施政方針の、子どもからお年寄り、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、みんなにとって住み良いわくわくするまち南風原町へ近づけるのではないかと非常に期待しています。

つづいて(2)ですが、次年度の組織体制の充実とは具体的にどういうことか教えてください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 われわれ教育委員会では、学校、地域、家庭をつなぐ仕組みづくりとして、まずは学校応援隊はえばるのボランティアの皆さんの活躍、それから貧困や孤立、育児放棄など子どもの居場所づくりとしては教育委員会、学校、民生部、民生委員、社会福祉協議会と連携をとって事業を展開しております。特に民生部と教育委員会は毎週、毎月定期的に会議を行い、情報の共有・対策等を話し合っております。新たに11月からですが、中学校の登校しぶり等の問題行動のある生徒を対象に、ちむぐる教室を実施しまして、高校進学へとつなげております。このように、各関係機関と連携を行って開かれた学校づくりを進めているところであります。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 先ほど子ども課が述べていた支援センターみたいなイメージでよろしいのか。連携を取っているということは、箱物ではなくてそういう感じで回していくよというこ

とでOKですね。去った1月21日に、翔南小学校で琉球新報主催、PTA共催の子どものための家庭料理セミナーが開催されました。そこに参加することができて保護者の方と意見交換をしている中で、やはり子どもと一緒に朝食を食べる時間がなかったり、おじいちゃん、おばあちゃんがいる人はそこへお願いして食べさせてもらったり、なかなか家庭で朝食を一緒にゆっくり食べることができないと聞きまして、またそれが結構いらっしゃるということで、そうなるとう孤食になる子、あるいは食べられない子が増えているのかという状況もうかがい知れましたので、そのあとの大阪府立大学の山野先生の講演会で文科省の家庭教育支援への補助金がほとんど利用されていないもったいないですよと指摘がありました。そういう補助金を活用して学校内の調理施設を使って保護者や地域ボランティアによる朝食の提供、又は家庭料理セミナーでは町の給食センターの栄養士の方もいらっしゃってまして、夏休みだったら協力できるかも知れませんということでしたので、子どもが自分で料理ができるような子どものための家庭料理セミナーが夏休みに開催できないか、そういう支援ができるかどうか教えていただけますか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 先ほど述べたとおり、教育委員会は各機関と連携しているんな取り組みを行っています。その取り組みが広がってきている中でまた更に広げるためには協力している関係機関とこの事業は必要かどうか、一步一步、どの事業が有効なのかも含めて議論を重ねて必要な事業については取り入れていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ありがとうございます。去った15日に県庁で開催された子どもの居場所講演会とパネルディスカッションの記事に、子どもの貧困対策支援コーディネーターの山内優子先生も学校との連携の取り方を課題に挙げていらっしゃいました。支援員がいることで学校の負担が軽減されると、支援員の役割をしっかりと理解してもらいたいという指摘がありました。ここで言っているのはやはり、学校はプラットフォームとして一番効果的な場所ではないかということだったので、是非しっかりと回してもらいたいということで終わります。

質問2に移ります。学童クラブについて(1)ですが、放課後児童支援員等処遇改善事業とは、何年度から始まっていますか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 この事業につきましては、平成27年度から子ども・子育て支援の新体制が本格実施されるのを先取りしまして、前年度の平成26年度に1年限りの放課後児童クラブ開所時間延長事業として行われました。それが処遇改善の始まりなのですね。それから、27年度

からは子ども・子育て支援制度の1つとして、放課後児童支援員等処遇改善事業として開始され現在に至っております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 スタート時点からどれぐらい増えているのか。それから、現在の福利厚生との状況と給与の平均がどれぐらいか教えてください。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 この事業の目的なのですが、まず小一の壁の解消のために18時30分を超えて授業を行う事業者に対して、職員の賃金の改善に必要な補助を行うものとして実施されているものでございます。上限としましては、家庭や学校等との連絡及び情報交換などに主担当として従事する者を配置する場合に限って人件費として上限158万1,000円を補助しています。更に家庭や学校との連携等に加え、地域との連携・協力を行う場合は、額が上がりまして上限が293万2,000円となります。それを主担当する常勤職員に支払うことができるという補助金でございます。どれぐらい増えているかということでございまして、平均給与でございますが、調べたところ平成25年が平均で238万4,637円。平成26年度が257万3,991円。平成27年度が344万9,909円。平成28年度においては367万3,451円と毎年改善されております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 この金額は、学童クラブの経営者だけではなくて、そこに働いている支援員にも及んでいるのか教えてください。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 学童には今言った処遇改善の金額以外にも各クラブに対しては運営費が補助されておりますね。それで以前は保護者からの保育料と運営費補助で人件費を出していましたが、この処遇改善が入ったことで人件費が上乗せされることになりました。それによって町としましては、運営費を他の支援員にしっかり回すよう、毎年、クラブへ指導しているところでございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

平成29年第1回一般質問3日目

○4番 大宜見洋文君 会計処理などでしっかり見えるという、把握できているということでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 はい。毎年決算を出していますので。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 徐々に改善されていることに安心しました。ただ、先ほどの説明で事業を受ける場合の条件がいくつかありまして、支援員の資質向上、今年度も行ってくれたと思うのですがけれども今後もまだまだ求められると思います。次年度の予算で計上している支援員研修については、次年度も作業療法士や心理士の講演会等も予定していますかどうかお伺いします。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 この処遇改善には条件が付されているとおり、支援員の資質向上は必須条件になっております。28年度も研修は開催いたしておりますが、29年度はまた本格的に研修事業に取り組む予算を組んでございます。そのプログラムの中に今ご指摘のございました作業療法士等含めまして、必要な講師は盛り込んでいって、支援員の資質向上に次年度は更に取り組むというところでございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 アメリカでは学校内に作業療法士や心理士も配置されていて、多様な児童生徒のニーズに対応していると聞きます。南風原町でこども課が主体となっていく作業療法士や心理士の講義、講演に、是非小中学校の先生方、職員の皆さんも参加してもらいたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 職員の資質向上については、常日頃から研修等を取り入れています、必要なものであれば参加していきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 ありがとうございます。去った1月26日の毎日新聞に、学童職員見合わぬ待遇というタイトルで特集がありました。給与が低いのは、夏休みを除きフルタイム勤務が認められ難いためだが、おやつのおやつの仕込みやプリントの準備、夜は記録づくりの他、午後7時の延長保育終了後に保護者との連絡があり5、6時間の勤務では終わらないからの指摘がある。そして、国も指導員の待遇改善に乗り出して、新たな補助事業を創設し午後6時半以降も開所している施設を対象に職員の昇給費用を付与する。来年度予算では経験年数に応じた昇給も考えており、専門職に相応しい待遇に近づける動きもあるという記事もありました。国も現場の課題解決にいろいろ支援策を考えてくれているようで安心しています。是非、現在の町内学童クラブで指導員としてがんばっているスタッフの皆さんに、処遇改善への取り組みの趣旨をしっかりと理解してもらうために、その仕事に対する使命や誇りを持ってもらうことが今後離職者を少なくして安定した放課後児童支援につながると思いますので是非がんばって欲しいと思います。学校の教職員さんの皆さんも今でも非常に多忙であることは承知しておりますが、こういうカリキュラムの講義に参加することで地域との連携が更に深まり、一人で抱えている課題を共有することで負担が軽減することにもつながると思いますので、是非一緒になって呼び掛けて欲しいと思います。(1)を終わります。

(2)にいけます。現在20学童クラブ中、法人化はまだ5つということで、かなり補助金が投入されてきていますので運営主体をはっきり固定させることは大事だと思いますが、保育事業の実績評価や会計の見える化はどこまで進んでいるのでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 現在、町内に20学童クラブがございますが、毎年、実績報告を出していただきます。その際には、収支計算書がしっかり入っておりますので、そのあたりをこども課でしっかりチェックしております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 この運営のチェックに関して、法人とそうでない学童クラブで差がありますか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 実はこの会計処理に関しましては、20学童同じシステムでやっていますので差はございません。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 となると、法人化にいかない残りの園の理由は分かりますか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 先ほど説明した5法人の中、2つは保育園も兼営している社会福祉法人ですので、一般社団法人でご説明いたしますと実はこの一般社団法人化につきましては、去年から学童クラブの連絡協議会でも勉強会を重ねております。ですから、皆さん、意識はしてございます。一般社団法人に移行する際には約款を作らなければいけないですし、役員、理事も選任しなければいけないですし、移行に伴う経費が約20万かかること含めまして、今残っている所はほとんど模索中の状況だと思います。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 この件は分かりました。平成27年度から新規に開園している学童クラブには厚労省の補助があると、それ以前から運営されている既存の学童クラブに対しては今のところ一括交付金で対応している。ただし、一括交付金は期限がありますよね。そのことから、既存の学童クラブがまだ一般社団法人化していないのであれば、一般社団法人化する時に新規ということで厚労省の補助金対象の条件を満たすのではないかという声がありましたので、それはどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 この件、学童クラブからも問い合わせがありまして、県にも確認しました。われわれとしても可能性があればいいなと思って聞いたのですが、経営業態が変わったとしてもこれはやはり開始した時期を見るということで対応できないと回答を得ております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 分かりました。答弁、ありがとうございました。学童クラブにも現状、かなりの補助金が投入されていて、これからもまた増えそうな感じですので運営主体をはっきり固定させることや指導員の処遇改善状況の把握ほか児童生徒の放課後の居場所の環境を充実させるための課題解決にしっかり第三者としてチェック機能を持たせるためにも法人化は迅速に進めてもらいたいと思います。また、平成26年度以前から開園している学童クラブに対しての家賃補助は、一括交付金が途切れても同じように補助できるように努力してもらいたいということでこの質問を終わります。

質問3(1)です。町立幼稚園がこども園に移行しないデメリットはないのか確認したいです。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 先ほど教育長から答弁があったように、メリットについては各4幼稚園で全て実施しているということでもあります。しかし、移行しないでのデメリットは無いものと考えています。ただ、移行した場合のデメリットとして、定数が現在の5歳児においては35名から30名となります。そのため、移行した場合には施設の建設が必要となりますので、逆にやらないメリットのほうが高いと考えています。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 なるほど、分かりました。那覇市のほうに議員視察で行った時に、向こうは教育委員会から幼稚園部局を外して、市長部局と合併して統合して、今は全ての幼稚園を認定こども園にする方針で進めているということで、その効果としてやはりプラットフォーム化も教育委員会にあった時よりは進めやすいというメリットもあると聞いたものですから、それでも那覇市と南風原町の状況は全く違うので一概に良いとは言えないのですが、いろいろ研究された結果、今の状況にあることは理解できました。ありがとうございます。

つづいて(2)認定こども園に移行したい団体があると、これは2月22日の南風原町子ども・子育て支援会議を傍聴した時に質問があったのを聞いたので確認のために質問しています。もし、その私立幼稚園が認定こども園に移行するとした場合、今後の小規模保育園や新規の認可保育園の増園計画に影響が出るのではないかと考えていますが、その整合性はどうなっていますか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 現在、待機児童解消に向けては、南風原町の子ども・子育て支援事業計画に沿って進めておりますが、先月開催した改正案の中で今は進めることになっております。ただ、平成29年度において中間見直しを行うということで、この計画に見直し作業が入ります。それに向けて、その間で認定こども園を希望する園の状況が整えば、その会議の中で議論はされることとなります。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 これから進めていくのではっきり断定はできないということで、町内にある私立幼稚園も本町の貴重な社会資本でありますので、是非しっかりとサポートしてもらって地域連携の強化につなげて欲しいという気持ちで次に進みます。

質問4ですが、社協について。なり手不足の課題の1つとして挙げられていた責任が重いボランティア活動ですね。その解決策の1つとして、コミュニティソーシャルワーカーの配置があったと思うのですが、どうですか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 コミュニティソーシャルワーカーは、現在、4小学校区2名ずつ、計8名配置されております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 この結果、負担が軽減されてなり手が増えたよとかそういう効果は上がっているのかどうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 失礼しました。現在、この8名配置されているケースワーカーが、地域に出向いて行っているような課題をアウトリーチかけて相談体制が取られています。その分、専門的な方々ですので、民生委員、児童委員の負担軽減にはなっております。更に町内には福祉協力員という方々が115名いらっしゃいますので、その方々のサポートによって民生児童委員の負担も軽減されているということでございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 それで実際なり手は増えているのか。それともやはり少ないままなのか、そこは把握していますか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 実際まだ不足はしている状況なので、なり手については今後も努力してお願いして回るということになります。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 なり手不足の課題解決に、やはり子育て世代の町民でも民生委員や児童委員で活動できる制度が求められていると私は考えています。答弁にありました、町としても相

談や会議・研修等で忙しい状況にあると町民が思っているということを課題として把握していると思うのですが、今後どう取り組んでいくのか、ここの改善についてどう考えていますか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 今お話しの中でありました子育て世代でございますが、民生委員の中にもお一人、昼間働いていながらやられている方もいらっしゃいます。そういう子育て世代の方々に関しても民生委員としてご協力いただける方がいるかも知れません。これは一人一人に当たってみなければ分かりませんので、われわれとしても幅は広げていきたいという考えは持っています。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 今、定員が少なくて一人一人に当たる割合と言いますか責任が重くなっているのかと思います。もし、定員を満たせると、その人たちの負担も減ってくると考えていいですか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 実際、現在、民生委員が各字で活動している中で、高齢者サロンとか昼間活動している部分が結構ございます。その範囲のサポートに入りますので、昼間お仕事をされている方がこの日中の活動に参加できるかという物理的に厳しい面はございますが、民生委員・児童委員の活動というのは夜の活動があったり、土日もできる場合もあろうかと考えてはいます。それらを踏まえまして、ご提言のあったことも踏まえまして、協力できる方がいるかなということで取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 新しく福祉協力員という制度ができていると、これは南風原町独自なのか、具体的にどういう活動をしているのか教えてもらえますか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 社協が全国の事例を参考にして社協独自で、南風原町に合ったかたちに整えて、平成24年度から実施しております。民生委員・児童委員のサポートというかたち

で活動している115名の方ですが、主に高齢者サロンのサポート、地域の見守り、この大きな2つが任務となっております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 7字ですが結構な人数がいるということで、この方々がもし将来民生委員とか児童委員になってもらえるような流れができるといいかなという気がします。議員のなり手不足も近年課題になっている状況で、先進自治体の議会ではサポーター制度とかモニター制度で関わりやすくして人材育成をしやすいしている所もあちこち出始めています。福祉協力員という制度が将来、民生委員、児童委員確保のための人材育成に貴重な制度だと感じます。町社協も頑張っていることが分かりました。ですが、せっかくコミュニティソーシャルワーカーの配置で民生委員・児童委員の活動を負担軽減しているということなので、新たに加わった福祉協力員についても町民への情報提供や周知がうまく機能していないのではないかと思います。いかがですか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 南風原町、関係機関含めまして、民生委員、児童委員の仕事の内容というのは周知されていると思いますが、一般町民全体というとまだその活動内容を周知しきれていない部分はあるかと思います。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 これからいろいろ工夫してPRして欲しいと思います。町内の福祉課題をいかに早期の段階で発見できるか、社協、自治会長の皆さんとともに地域を地道に見守り、専門機関につなぐきっかけを作ってくれる非常に重要な役割の方々が不足しているのは人口が増えてきている状況で地域の安全・安心を確保する上で非常に心配となっています。行政内だけで話し合うのではなくて、もっと広く町民も交えて課題に関して意見交換をする場の提供とか、次の質問にもつながるのですけれども、南風原大学での人材育成、地域課題解決に向けたプログラムの開催も期待して次の質問もあるのでこの質問は終わります。

次に(2)。日常的金銭管理事業についてですが、県内の状況や本町の過去5年間の推移はどうなっているか教えてください。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 県内の状況と本町の推移でございます。県社協が今年の29年1月時点で調査した資料がございました。タイトルとしては、独自金銭管理支援事業を実施している自治体ということで調査をしたようでございます。回答した自治体が21自治体、その中で13の市町村で事業を実施しているという回答がございました。その13市町村の中で、一番多く案件があるのが久米島町で24人、続いて南風原町が23人、沖繩市が22人となっております。それから、南風原町の過去5年間の推移でございますが、24年から25年が同数で10人、26年度が15人、27年度が19人、28年度は3月現在で24人となっております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 2月に町社協へ聞き取りに行った時には23人でしたので、そのあとからも1人増えていることになりそうですね。他の自治体よりも結構多いという印象を受けたのですけれども、南風原町だけ特別なのか、それとも何かニーズが増えている原因があれば教えてください。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 先ほども話が出ました町社協のCSW、ソーシャルワーカーの配置、小学校に2人配置しているということで、地域へのアウトリーチが多くできるようになりました。それによってそういう該当者が増えたのと、もう1つは県の保護世帯のケースワーカーがいますが、その方々からも町社協に相談が来てこの数字となっております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 他の自治体より多いから深刻な原因があるとかそういうものではないということですか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 おそらくですが、どの市町村でもアウトリーチをかけると同程度の数字は出てくるのではないかと、それだけ南風原町はアウトリーチがかけられているとご理解ください。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 その事業に関して社協の職員1人が対応していると聞きました。生活保護や年金支給日は県内同じですよ。一斉に需要があると捉えますが、更にアウトリーチをかけ

ていくとまだ増えるのかと、そうなってくると次年度以降もその職員1人の対応で大丈夫なのかという心配がありますがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 この事業は、アウトリーチを掛けて人数が増えているのと同時に、もう1つ他の市町村と何が違うかと言いますと、これには2種類ございまして、1つは金銭管理だけを行ういわゆる通帳の出し入れですがこれをやっているところが結構あるのですが、町社協の場合はこれだけではなくて個人のサポートをするために住んでいる地域へつないだり人をつないだり、あるいはこの方が居場所としてどこかへ出向くのをサポートしたり、そういう包括的な取り組みをしているのでかなり業務量が増えているのが実情であります。これはアウトリーチをかけて人数が増えてやはり社会的課題として分かってきていますので、県の社協对这个事業に対する補助金なども作れないかを町社協と連携して進めようと思っておりますので、それを踏まえまして町と社協でその対応策は考えていきたいというところです。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 詳しい答弁、ありがとうございます。ちょうど新聞でも数週間にわたって金銭管理の特集が掲載されておりました。お孫さんなど血縁関係のある親族でもなかなか支援できない状況もあるのだなど、世知辛い社会の現状に心が痛むのと、日常的金銭管理事業は非常に大切な支援事業だと感じます。掘り起こせばまだ次年度以降ももっと増えるだろうと予想されますので、是非県とも連携してしっかり対応してもらいたいということで(2)を終わり(3)にいきます。

キャリアアップの件ですが、先ほどの答弁は、若年世帯のケースでということによろしいでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 先ほど副町長が答弁された内容に関しましては、こども課が把握している若年世帯のケースでございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 先の質問1での答弁にもありましたので、妊娠期からの支援が効果を上げていることも更に理解できました。若年同士の結婚での課題は、学歴の低さによる就労賃金の低さだと山内優子先生の講演をはじめ多くの専門家が指摘しています。貧困が原因で中学校卒業

後の学歴がなくて低賃金の仕事しかない、となるとダブルワークは当たり前で、下手するとトリプルワークの生活もあると聞きます。負の連鎖を断ち切るためにも、産業振興課のほうでももし可能なキャリアアップの支援の方法がありましたら教えてください。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 今現在のところ、ご提案のキャリアアップの事業はございません。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 町長の施政方針の中の人材サポートセンターの取り組みを強化するとあるのはそちらの話ではないのですか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 人材サポートセンターの中でのマッチング機能、それから就労をフォローアップする機能としてはわれわれのほうでございませう。今、議員さんがおっしゃっているような低学歴からのキャリアアップという機能はわれわれのほうで講師であるとか講習であるとかという機能は持ち合わせていません。われわれのほうで万が一、就労のあとキャリアアップするとすれば、商工会を通じてそういったものを事業所が行うとか若しくは国の制度、県の制度の事業として学習支援を受けるための窓口としてフォローする機能はございませう。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 こどもあまり周知されていないかという気がしました。是非もっと分かりやすいと言うのですか、来れば説明するよというよりもう少しPRしてもらいたと思います。

それから、調べてみたら厚労省の平成28年度の予算概算要求の主要施策によると、生活困窮者等の就労訓練、習慣的就労の推進、これは新規で推進枠とありまして、農業体験や研修の実施、就労訓練事業所の開拓・育成により生活困窮者等の就労を図る事業があると、ここをキャリアアップにつなげないかと思うのですがいかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 こども課長。

○こども課長 前城 充君 先ほどの質問含めて包括的にお答えしたいのですけれども、この事業に関しましては28年度先進的な所、またこれは自治体ではなくて事業所が就労支援をしながら働く意欲のある方々をそのまま働いてもらって継続的につなげるという内容です。例えば何がイ

メージできるかと言えば、野菜工場など定型なお仕事がある、そういう所に就労を促して進めている事業でございますが、先ほどの若年世帯の話でいきますと就労支援に関しましては町村ではなくて県の事業になり、町村は何をするかと言いますとつなぐ役割を担います。では、どこにつなぐかと言うと、福祉的な部分であればパーソナルサポートセンター南部がございます。今おっしゃった働く意欲のある方々はどこにつなぐかと言いますと、地域若者サポートセンターがございます。それは今、南部管轄であれば浦添であります。パーソナルサポートセンターは南風原町与那覇にございます。そういう県が委託している所につなぐ、まず町としてその作業が業務としてあります。そこにつなぎますと、そこでその方々に合った内容でフォローしていくこととなります。この2つは上でつながっていますので、1件どこかにつなげば、この方はどかがいいねとかという部分で棲み分けをして、取り組みをしていくのが現状でございます。

もう1点でございますが、この方々は現在、若年で困窮していると、われわれこども課としてはこの若年の経済的困窮世帯を出さないという施策として何をするかという、まず中卒を減らす、高校中退を減らすというところなんです。ではそれを解決するにはどうするかと言うと、小中学校の不登校、引きこもりを減らすということになるわけです。では、それを減らすためにはどうするかと言うと、幼少期からのフォローが必要となってきますので、突き詰めていくと今、子どもの孤立・貧困対策を取っている事業の中でこの若年世帯を未来に向かって減らしていくという作業も並行して行っているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 詳しい説明をありがとうございました。次にいきます。

質問(5)さらに安全・安心で住み良い南風原町にするためにです。先ほど配ってもらった資料で、食と農の先進自治体ということでそれをキーワードにインターネットで検索すると、このようにたくさんの自治体の取り組みがありました。南風原町でももしこういう条例などを作ってもっと南風原町の安全・安心な町のブランドを高めていくほうがいいのでは思うのですが、町長、いかがでしょうか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 内容が唐突で答えるのに考えさせられてしまうのですが、どちらの方向に向かっての条例をおっしゃっているのか把握しかねますけれども、そもそも安心・安全の野菜、それから商品を作る取り組みは、条例等を作らなくてもやっているとの認識でございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 それをだから条例まで上げていくとインパクトが強いのではないかと
思って提案してみました。施政方針の中でファーマーズマーケットこがね市場の集客力向上支援
と付加価値の高い農産物生産や出荷体制の強化とありますし、今回の回答にもいろいろ載って
いますが、この集客力向上のためにはやはり付加価値の高い農産物を栽培して出荷してもら
うのが一番だと思うのです。それを突き詰めていくと、やはり安心・安全な作物、無農薬栽培
で質のレベルを上げていく。それを進めるにはやはり条例で南風原町産は安全だよという厳
しい管理で育てていますよと、そういうふううたうほうがいいのではないかと思ったので、
そこはどうか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 ご提案、ありがとうございました。この資料で提案されて
いる条例についてどういったものか、後日こちらで確認させていただいて、もし必要とい
うことであれば更に研究を深めていきたいと思っております。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 (2)にいく前に、施政方針の文章の中に病虫害の被害を未然に防
止する対策に必要な農業資材の購入助成で支援するとありました。この農業資材に農薬も
含まれるのかお聞きしたいと思います。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 こちらで言っている防虫防風ネットということで、虫が
入らないようにするネット、それから風避けのネット、それからその支柱が主な資材とな
ります。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 では、農薬は入っていないと理解していいですか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 はい。この事業の中には農薬は入っていません。農薬は、
農薬補助としてこの事業とは別でございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 では、補助されるからには記録があるのですよね。町内の農家でどれだけ購入されているか記録があるのですね。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後1時49分）

再開（午後1時50分）

○議長 宮城清政君 再開します。産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 ございます。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 自分も勉強不足でこの農薬に関して深められないので、今日はこのぐらいで終わりたいと思います。ただ、ネットやいろいろ自然栽培系の農家の話を聞きますと、やはりネオニコチノイド系の農薬、ミツバチが減っている原因になっているのではないと言われる農薬の使用についてかなり危険性が言われているということです。そういう中で、南風原町はどう動くのか気になって質問しています。南風原町のカボチャの受粉にミツバチも導入していますよね。そこは導入されていながら、もしかしたらそういうネオニコチノイド系の農薬が使われているのであればいろいろ指導も必要ではないかと思うのですが、それが使われているかどうかについて把握していますでしょうか。

○議長 宮城清政君 産業振興課長。

○産業振興課長 金城郡浩君 ネオニコチノイド系の薬が使われているかどうかという表現だと非常に曖昧ではあるのですけれども、それが入っている薬は販売されているということです。使われているであろうということは認識しています。

○議長 宮城清政君 4番 大宜見洋文議員。

○4番 大宜見洋文君 分かりました。まだ深い議論はできないので、今回はこれで終わりたいと思います。

次に、南風原大学についてです。町長の施政方針の中で協働のまちづくりを推進するために多様な学びの場をとおして町民一人一人がともに考え、助け合い、支え合って創意と工夫で地域力を高め積極的にまちづくりに参画できるよう取り組んでまいりますと述べられております。第四次総計の策定後に住民主体で開催された福祉を語る会というものがありませんでした。手弁当で一人一

人が課題を持ち寄り、意見交換をして、沖縄市、那覇市、北谷町などのファミサポの先進地視察に行き報告もしています。その議論を深めたことが本町でのファミサポ事業につながった実績も是非参考にして

○議長 宮城清政君 これで大宜見洋文議員の質問は終わります。休憩します。

休憩（午後2時00分）

再開（午後2時02分）

○議長 宮城清政君 再開します。それでは、通告書のとおり順次発言を許します。8番 花城清文議員。

[花城清文議員 登壇]

○8番 花城清文君 質問をします。1点目に、新川森に県立公園を誘致してはどうかということで質問します。新川森は那覇市を一望できる景観の良いところです。そこを県立公園として整備することで、那覇市民をはじめ南風原町民、多くの県民が憩いの場所として利用すると思います。そこで質問します。(1) 新川森は景観がよい。県立公園として要請してはどうか伺います。

2点目に、保育所の整備と認定こども園を問います。子ども支援制度が平成27年度からスタートしました。本町も待機児童の解消に取り組んでいます。そのことは高く評価します。先日、新聞で兵庫県の認定こども園の件が出ました。それによると、定数外の入所処置で60名の園児がいるが給食は40名分しか作らないどころとありました。町民の子どもたちを預けるとしたら私も非常に不安ですね。そこでいくつか疑問があるので質問します。

(1) 平成28年度に計画していた保育園の進捗はどうでしょうか。(2) 年齢ごとの待機児童数と今後の整備計画をお聞かせください。(3) その認定こども園の開設で待機児童は解消されるのかどうかお答えください。

3点目、財政基盤の強化策について伺います。29年度予算を見るとかなり厳しい予算編成だと思います。財政の硬直を心配するので質問します。(1) 安定した行政運営を維持するため財政健全化計画は非常に大事です。平成20年度以降策定していないが必要ないでしょうか。(2) 平成29年度から32年度までの事業実施計画を公表されました。町が負担する自主財源は大丈夫でしょうか。財政破綻の心配はないかお答えください。(3) 行政需要の高まりで自主財源の確保はより重要です。新たな財源を求めるための方策はあるのかどうかお聞かせください。

4点目、嘱託、臨時等非正規職員について伺います。非正規職員の減による正規職員の負担、更に町民への行政サービスの低下を心配します。そこで質問します。(1) 役場では非正規職員が働いています。全体で何人いるかお答えください。(2) 平成29年度予算で非正規職員の人件費が大幅減となっています。特に税務課の徴収嘱託員や国保の国・県の補

助がつく医療事務まで減員となっています。事務の停滞や自己財源の確保、国・県からの交付金に対する影響はないかお答えください。(3) 非正規職員の減で正規職員の負担が大きくなると思います。そのことによって業務の停滞を心配します。また、時間外勤務の増も予想されます。それらはどうでしょうかお答えください。以上、質問します。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 では、質問事項の1点目、新川森に県立公園を誘致してはどうか(1)についてお答えします。新川森は、南風原町第五次総合計画の土地利用構想において森林・斜面緑地保全活用地区に位置付けられています。また、土地利用の方針では、景観資源としても重要で、保全を図るとしております。現在、景観計画を策定していますので、景観計画の中で保全等も含め検討してまいります。県営公園としての整備は、公園規模が小さいことから困難だと考えております。

質問事項2点目、保育所の整備と認定こども園を問う(1)についてお答えします。平成28年度の計画で実施した事業としましては、小規模保育事業としてくわの実保育園で19人、保育所の分園等としてなのはな保育園増築で30人、保育所既存定員の見直しでみつわ保育園で16人、認可保育園の定員増としてよなほ保育園で30人増、計95人の定員増を行いました。また、保育所施設整備として60人定員の2園について新設工事に着手し、更に2カ年計画で30人定員増のマイフレンズの改築にも着手をしております。

(2)についてお答えします。平成29年度の入所に関する待機児童数は、3月17日時点で0歳児8人、1歳児87人、2歳児24人、3歳児40人、4歳児0、5歳児0、計159人となっています。整備計画については、南風原町子ども・子育て支援事業計画に沿って新設保育園2園で120人増、マイフレンズ保育園の改築で30人増を進めているほか、平成29年度においては保育所施設整備としてやまびこ保育園で60人、認可保育園の定員増として1園で30人増、保育所既存定員の見直しで11カ園にて121人増、認可外の認可化として1カ所で41人増、保育所の分園等として3カ所で90人増、小規模保育事業として2カ所で38人増、計380人の増を予定しています。

(3)についてお答えします。南風原町子ども・子育て支援事業計画については、2月22日に会議を開催し、待機児童解消に向けての施設整備等について現計画においては認定こども園を含まずに進めることが了承されていますので、その内容で進めてまいります。

質問事項3点目の財政基盤の強化策を問う(1)についてお答えします。国民健康保険特別会計の累積赤字対策のみならず、年々増加している扶助費や児童生徒増に伴う教育施設の整備など、行政需要への対応が見込まれていることから、新たな行財政計画を策定してまいります。

(2)についてお答えします。先ほどの質問で答えたように、今後、行財政計画を策定し財政の健全化を図ってまいります。

(3) についてお答えします。優良企業の誘致をはじめ今後利用計画のない町有地の売払いや賃貸を含めあらゆる収入確保策を検討してまいります。

4点目の嘱託・臨時等非正規職員を問う(1)についてお答えします。平成28年4月1日現在で職員205名、再任用職員1名、臨時職員156名、嘱託職員131名が勤務をしております。

(2) についてお答えします。臨時職員等は、事務事業の進行状況を見極め、効果的に配置しています。近年は各事業で事務の電算化やコンビニエンスストアでの各納付金収納や各種証明書発行とサービスの拡大を図っています。また、各職員に対しては職務能力向上のための研修や職務平準化を図っており、事務の停滞や国・県との関連及び町民への影響が出ないように取り組んでまいります。

(3) についてお答えします。ご質問の件ですが、新年度予算においては総体的に嘱託・臨時等非正規職員の減はそれに見合う業務量も減っていることから、事務の停滞や各交付金への影響、町民サービスの低下及び時間外勤務の増加にすぐに結び付くということは考えていませんが、限られた予算の範囲内で事務執行を行いますので今後全職員協力しながら業務を進めてまいります。以上です。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 答弁、ありがとうございました。それでは、再質問します。1点目の新川森ですが、答弁でも条件が合わない、厳しいだろうとありました。その地域の土地活用というのが全くやられていないわけですよ。もったいないという気がします。そういった面で土地活用においても県立公園にもし条件が合えば、それも非常に良いのではないかと考えていました。景観が良いところですので、何かのかたちで活用したほうがいいのかと思いますので、それもどうぞ検討してください。お願いしておきますね。

2点目にいきます。まず、認定こども園について伺います。2園の申込み、それから入所措置の決定、保育料の決定、そういった権限は町にあるのですか。どこが持ちますかお答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、認定こども園について4つの類型がございます。幼保連携型こども園、幼稚園型、保育所型とか地方裁量型、この4つの類型がございますが、2号、3号、保育を必要とする子どもの入所申込み、そして認定については町で、ただ、保育料の徴収とかそういったものは全部、認定こども園がというようなかたちになります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 確認をしますが、募集であるとか入所決定は園がやるのですか。もう一度確認しますね。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 2号、3号の認定を市町村がやって、入所に関する契約などは直接園との契約となります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 一番大事なのは、待機児童の解消です。それにつなぐかどうかが一番大事だろうと思います。皆さんからの資料などを見ますと、認可外保育園とあまり変わらないのではないかと、経営から入所措置であるとか保育の係わり、行政との係わりなど見てみますと認可外保育園と何ら変わらないのではないかと思います。当然、保育の必要な人に対しては町に申込みをして、保育園を中心とした申込みがあるのではないかと思います。それからすると認定こども園は待機児童解消にはつながらないのではないかと思います。これは私の意見です。

それからもう1つ、先ほど副町長に答弁していただきましたが、私の聞き違いであればいいのですが、認定こども園について検討すると登弁があったような気がします。けれども、洋文議員の質問、私の質問に対するものと内容がちょっと違ってきた。教育長の答弁も認定こども園は今のところ考えていないということでした。私に対しての答弁も、認定こども園を含まずに進めることが承認されていると答弁がありました。これが持つ意味の違いは何だろうかと思います。

それからもう1つは、皆さんからいただいた資料で29年の保育所の整備計画が出ています。待機児童が合計で167名です。けれども、29年度で整備する保育所が措置するのが380名です。待機児童は167名しかいないのに保育所の整備は380名整備する。これは定員割れになるのではないですか。町は財政が厳しい状況なのでしょう。その中に敢えてそういう整備が必要なのかどうかお答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず1点目にお答えします。認定こども園の件についてでございますが、先ほどの洋文議員のご質問は町内の私立幼稚園が認定こども園になる場合のご質問でした。今回は、その認定こども園そのもので、認定こども園には公立幼稚園の認定

こども園化、私立幼稚園の認定こども園化、いくつかパターンがございますので、その質問に沿った答弁となっております。

それから、167名の待機児童に対して整備が大き過ぎないかということでございますが、この子ども・子育て支援計画において、量を推測します。そういった中でまず弾力化の部分は入れません。南風原町は毎年子どもの数も増えていきますので、そういった人口の伸び等子どもの数の推計も踏まえて量の見込みを出して、そしてそれに合わせて施設の整備計画をしていく、そのようにこの計画は成り立っています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 園児の数が伸びる予想にはいろいろあるでしょう。今私が申し上げましたように、こういう財政事情の時にもし定員割れが出てきたら園の経営も大変でしょう。そしてそれを町も保育所整備に町の財源を使います。これにおいても非常に疑問が出てきます。そこはしっかり把握をして、調査をして、保育所の整備はやってください。定員割れがないように、そして町の財政がきちんと町民のために使われるようお願いしておきます。

もう1つは、今までは保育所の開所というのが年度途中でした。けれども、4月1日にして欲しいわけです。なぜならば、学校の問題であるとか仕事の問題、保育を必要とする親にとっては4月1日からやってもらいたいという方が多いでしょう。設置者の件もあろうかと思いますが、早め早めに設置者と情報提供、指導しながら、4月1日開園に向けての取り組みを是非して欲しい。それをお願いしておきます。

それから、先も言いましたが保育所の整備状況。これも待機児童の関係で、私の予想が違うのかなという気がしましたので、十分把握をして、調査をして、保育所の整備もやっていただきたい。そのことをお願いして質問を終わります。

3点目にいきます。財政規模の強化について伺います。私の要領を得ない質問で執行部の皆さんには答弁に苦勞させたと思います。これは反省して、より具体的に質問します。答弁をよろしく願いますね。まず1点目です。本町の財政状況からであります。29年度現在で財政調整基金の残はいくらあるのかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 29年度ですね。28年度現在ですか。（「一番新しいもの」の声あり）15億4,684万6,000円です。これは12月補正後の数字でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 国保の累積赤字があります。それに29年の町債があります。それを含めた町の借金は総額でいくらですか。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後2時27分)

再開 (午後2時27分)

○議長 宮城清政君 再開します。総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 国保が約11億5,000万円です。町債の累積27年度末が177億5,188万円となっております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございました。公債費が増額をすると財源を圧迫し財政の硬直になります。今度の予算ですが、財政調整基金の活用を皆さんはやっていません。借金であれば臨時財政対策債を活用するのとどちらが町民にとって利益になりますか、お答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 財政調整基金の活用と臨時財政対策債とは少し趣が違いまして、臨時財政対策債は交付税で交付されるべき分の資金が、国だけがこれまで交付税特別会計、国債借入れをして行っていたものを、ルールが変わりまして地方も起債をしてくれと、ただし後年度100パーセント元利償還金で補てんしますというものでございまして、これは交付税の補てん部分だという考えでいただければと思います。これを借入れしないで他のもので充てるという理屈ではなくて、交付税の足りない分を起債するという制度でございましてこの点をご理解いただきたいと思います。それで、全額後年度の元利償還金については普通交付税で算入されますので、補てんされているという考え方でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 地方交付税というのが一般財源です。何にでも使える。皆さんが借金しているそれに充てることもできるし、職員の給料に充てることもできる。他の事業に充てることもできます。その財源というのが町の税金も含めて歳入がいくらあって、歳出予算を組んでいくわけでしょう。当然、交付税があるとしても財源の編成についてはまた違うのではないですか。対策債に2億6,000万円でしたか、それに元利を充てる、当然充て

るでしょう。けれども、地方交付税とは何にでも使える財源なので、新しい事業の導入であるとか他のものに支障を来すのではないですか。そこも1つ、地方交付税というのも疑問に思うところがある。財政対策債が見えないですよ。国保の明細とはないでしょう。プールで来るわけでしょう。そういった面で、交付税で補てんされるといった歳出においては公債費を組むことはできません。地方交付税で補てんする。地方交付税とは先にも申しましたように何にでも使える財源です。そういった意味からすると、私は自分の金があるのにわざわざ借金して、財政が硬直化するかも知れない状況下でそれをやるのが少し気になります。これは答弁必要ないです。

それから、予算を見ますと新規事業が10事業あります。その中には実施計画にないものがありました。その逆もあります。不急でない事業も計上されていますが、なぜそうしたのでしょうかお聞かせください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 先ほどお話があったまずこの新規事業の前に、臨時財政対策債は交付税の一部だと考えていただければと思います。国が財源不足分を、国と市町村でそれぞれ国も国債を起し、市町村も地方債で補てんして、これは一般財源でございます。ここはご理解いただきたいと思います。

新規の事業について具体的にお示しになられていないのですが、予算編成時には当然喫緊の課題を解決するために事業化しているということでご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では次にいきます。国保財政が非常に心配なので伺います。1月からこども医療費がスタートしました。その制度は、こども困窮世帯だけではなくて、お医者さんであるとか個人企業の経営者であるとか、高額所得者であるとか、それらの町民が該当すると思いますがそれは違いますか。どうでしょう。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 こども医療費助成の対象者は、本町に住所を有する0歳から15歳までの子どもでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 皆さんの考え方だけでも、1億8,500万円の医療費が予算計上され

ています。これは福祉対策の事業として見ているのか、それとも財源があるから町民全体を網羅した医療費助成事業としてやったのかどちらでしょうか。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 南風原町の子どもたちの健やかな育ちのためでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 もう1件伺います。先日、国のペナルティがなくなると答弁がありました。ペナルティはいつからなくなるのですか。われわれのところは1月から実施しました。29年がまいります。いつからこのペナルティは亡くなりますかお答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 国の国保の療養給付費交付金のペナルティについては、就学未満の子どもに対する部分が2018年4月以降から廃止されるということです。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では確認しますが、就学前の子どもたちは国が支援する。小学校一年から中学卒業まで南風原は該当します。では、それは全く国の支援もない、町の単独事業になるのですね。当然そうなるのでしょうか、お答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 そもそも、こども医療費助成に対して国の補助はございません。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 だから、先のペナルティの話をしました。町の財政はこういう状況なのに、ちょっと早かったかなと。財政状況を見て、また先に行ったように高額所得者も0歳から中学卒業まで該当なのでしょう。要するに、金持ちも全部該当するわけです。困窮世帯だったら皆感謝するでしょう。けれども、必ずしもそうは言えないのではないかな。必要なのはやはり困窮世帯だと私は思います。これは議論にならないので終わります。

それからもう1つは、Jリーグを誘致しました。Jリーグの誘致というのは、不急の事

業ではないかと思えます。29年予算でいくら誘致するための金が使われるかお答えください。

(「休憩願います」の声あり)

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後2時41分)

再開 (午後2時41分)

○議長 宮城清政君 再開します。教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 Jリーグキャンプ等支援委託料ということで、平成29年度は1,662万7,000円を計上しております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。もう1点、これも非常に大事だと思います。平成33年には一括交付金の制度がなくなります。国保会計の累積赤字、それに一般会計の町債、これら全て町の借金です。その借金を減らすための返済計画を作る必要があるだろうと私は思います。町はどう考えますか、お答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 町債、おっしゃるとおり借入れでございますね。ただし、建設債には必ず資産は付いております。ですから、例えば生活費のために借金をしているのではなく、学校とか道路とか公園の負担部分でございますので、それはきちっと制度による投資の簿記会計と言いますか、借入れ部分ですね。一つの資産は形成されております。これも交付税に算入されるもの、より有利なものを選択して借入れはしていることもご理解いただきたいと思えます。やはり財政的な計画は今後必要かと思えますので、29年度には向こう3年ローリングになるのか5年になるのか、反面、短いスパンでやるのかそのへんも見極めながら、全体的な国保の赤字の解消とかそれぞれの借入金返済の計画とか策定する必要はあると考えています。

ちなみに、ここ過去2年間は、償還元金よりも借入金は少ないですので、確実に償還金は後の年度で影響が出てくると考えています。プライマリーバランスという言い方をしますが、借入額より償還元金はプラマイゼロ以下にするということになれば、累積の町債は増えないという理屈がございますので、当分の間はそれをキープしつつ、できればプラスマイナスのマイナスで借入れすれば償還金、公債費というのは減っていくということになりますのでそのへんも含めて計画は策定していくこととなります。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 しつこいですが、もう1つ聞きますね。当然、人口が増えると保育所の整備であるとか幼稚園の整備であるとか、学校校舎の建築であるとか、調理場の問題とか行政需要が高まってきます。それからすると町民税、国保税の増額では、今の行政需要は皆さん方が実施計画も策定していますがそれを達成するには財源がかなり厳しいだろうと思います。例えば東風平もそうです。与那原の東浜も企業を誘致するための区画整理を試みたり、場所を設定してそこにどうぞというそういう整備もやっています。南風原にはそれがないです。どうぞ自由に来てくださいという感じなので、そういう財源を確保するための方策を持っておられるかどうかお答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 (3)の答弁で副町長からもございましたように、本町はどうしても埋立てできる地域ではございません。一塊の大規模な町有地もございません。ただし、これまでもイオンであったりその他の業者についても地主会を結成してもらって大型店舗を誘致したケースもありますし、ゴルフ練習場跡に薬品販売会社が来た例もございます。町としてはいろんな制度をクリアするための支援とか、あとは周りのインフラと言いますかそういった支援は全力で取り組んでいくということでございます。

それから、例えば道路の残置であったり、里道を利活用したいという方があれば、町の今後の使用の計画もないという用地等もあれば積極的に賃貸とか売却といったものも考えていく必要があると考えています。また、これは非常に有難いことなのですが、個人住民税についても人口増の比率よりも納税義務者が増えています。過去3年ぐらいですね。これはやはり非常に働く環境もいいのか、働いている方が転入したのか、働いていなかった住民がお仕事を持って納税する収入を得ることになったのかまでは掘り下げられませんが、とにかくいずれにせよ納税義務者も増えています。固定資産税も地目の変更とか、もっと言えば土地と言うよりは建物の増によって着実に5パーセント前後は毎年増えていますので、それは今後も継続して、いわゆる住み良い町になれば転入者も増えてその納税者も増えていくだろうということもございますので、トータルで歳入の確保には努めていく必要があると考えています。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 ありがとうございます。最後に町長にお願いしておきますね。29年度予算編成がかなり厳しい、きつい判断をされたと思います。これからどんどん余計に財政事情は厳しくなると私は予想しています。しっかりと舵取りを町長にやっていただく

よう願ひしてこの件に関して質問を終わります。

次、4点目にいきます。今、嫌われる勇氣という本がベストセラーになっています。私も執行部の部長、課長の皆さんには嫌われる勇氣を持って質問します。1点目です。非正規職員の雇用は、財政健全化計画に基づき正規職員数を適正化し、嘱託職員、臨時職員にその業務を移行するための目的でした。更新しないというのは何でしょうか。4月から更新しない臨時・嘱託職員がいます。その大きな理由とは何でしょうか、お答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 臨時職員につきましては、1年の雇用期間でございます。非常勤、嘱託職員については、最長3年若しくは5年ということでございますが、やはり事業のための嘱託職員については事業の終了といったことで、継続はないということです。基本的には、臨時職員も嘱託職員も1年の雇用契約でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 その本人だったら分かる。補充もやらないでしょう。臨時職員が辞めた、嘱託職員が辞めた、補充はやらないのではないですか。どうでしょう。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 補充をやる、やらないにつきましても、その課の実情、または事務事業の量とかその事業の状況ですね。それもトータルで勘案して、予算編成説明会でも嘱託・臨時職員についても適切な予算要求をしてくださいというようなものもきっちり出しておりますので、そういった事務事業との関係もあることをご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 私が聞いたところ、業務は変わらないと言います。非職員の減は、行政サービスの低下に私はつながると思います。そういうことは考えていませんか、どうでしょう。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 当初予算議案第20号の資料として、資料5、資料6を配布いたしました。資料5は嘱託職員ですね。資料6が臨時職員です。ご覧いただければと思うのですが、例えば学校の関係、それから子ども課の関係、いわゆる住民に直結しているようなところの減はほぼ

ございません。内部的と言いますか、一般行政事務のほうが多く、比率として多く、対前年度比は少なくなっているということです。

それから、これも予算の本会議でお話し申し上げました。29年度予算書12ページの歳入歳出の一覧でございます。歳入歳出予算別明細というものがあります。歳出の款ごとにあるのですが、その対前年度比で事業費が減のところ、ほぼこの臨時・嘱託の減はこれと同調しております。という事で、予算に対応した配分になっているということでございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 皆さんの今回の人件費の減で正職員の負担増にはならないですね。それから、時間外勤務の増にはならないですね。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 事務事業も事業が終了等ございますので、話はちょっと広がりますが本町は情報処理の費用もかなり投入しております。そういったことも含めて、事務の平準化とかそういった電算化とかそういったものがあります。1つの例を言うと、徴税につきましては、おおむね6年か7年前に滞納繰越の件数が約5,000の後半でした。今は、1,700件ぐらいです。ということは、滞納繰越の件数が減っているということですね。そういうこともございますので、適正な所に配置して、事務が幾分か以前に比べて減ったところはこれと同じ傾向で臨時・嘱託も減らしたこともご理解いただきたいと思います。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 もう1つ伺います。これは全課に言えることなのですが、部長、課長を代表して民生部長に伺います。非正規職員は、必要として皆さん方は総務部へ予算要求されたのではないのでしょうか。しかし、財源が厳しいということで人件費をカットされたでしょう。職員の意見も聞かず一方的に押し切るというのが私は強引すぎると思います。それはどう受け止めておられるかお答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず今回の臨時・嘱託、各課とも減等がございますが、民生部でも特に嘱託では国保で減がございます。財源という前にまず事業の見直しでした。その事業に合った人員がどうであるかという部分、それをしっかり点検して課の運営、部の運営をしていく中でこの人数が適正であるという人数、要するにその事業として必要な嘱託の数を確保するということ

でございます。われわれも一緒にやっている嘱託とか臨時職員がずっと一緒にできるよう希望はしますが、これは先ほど総務部長からありましたように1年あるいは3年乃至5年という決まりがございます。業務と一緒にやっている者は、先ほど議員がおっしゃっていましたが嫌われる勇気ですね、そういう思いもしながら業務に取り組んでいるわけでございます。しっかり課の運営、部の運営をしていくには、この業務であればこの数でできるという判断ができて今回の嘱託員の人数の配置となっております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 答弁の中に、課の見直し、部の見直しというのがありました。何を見直して、それだけの人数で大丈夫だと判断されたのですか、お答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず国保で申し上げます。収納の部分で7名から4名になりました。3名の減です。これは収納体制において一番大きく変わったのは、コンビニ納付が始まったことです。それから、収納率も上がってきておりますし納付意識の高揚と言いますかそういった部分もでございます。この南風原町において、この保険者の規模でこれだけの徴収員が必要かどうか検証しまして、近隣等とも比較しましてこの人数で大丈夫だという判断をしました。レセプト点検についても同じような判断でございます。被保数も減少してきている中で、4名いたのを3名にするということです。それから、平成10年、11年、12年あたりの被保数は1万2,000人前後でしたが、今は1万人を割っております。ということは、自ずとレセプトの件数も減ってくるわけですし、更に一番変わっているのは、議員もわれわれの先輩でございまして国保課を運営なさっていたのでご存知だと思いますが、当時のレセプトは全て紙で送られてきました。毎月こういった大量のレセが送られてきたのをご存知だと思いますが、今はそういったものは送られてきません。全て電子化されております。そういったことでも業務量の見直しは必要であります。1万人を割ったこの国保の保険者の規模として、レセプト点検員は3名で大丈夫だという判断でございます。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 もう1つ聞きますね。予算の説明の時に、国保の嘱託員は西原と比較をして減にしたとありました。しかし、西原は嘱託の時間が長い。それからもう1つは、われわれが1月から実施しているこども医療費もありません。それからすると県内で一番ハードな国保の嘱託員にならないか。その3名で十分対応できるという判断を部長はされているということです。本当に大丈夫ですね。約束できますね。特に国・県への交付金申請が遅れると余計に財源が

少なくなるわけでしょう。町民に迷惑をかける。そういった面の対策というのは、しっかり取られているかどうかお答えください。

○議長 宮城清政君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 予算の説明の中では西原町ということで申し上げましたが、近隣市町村と比較しております。もっと少ない所では八重瀬町、保険者数は1,000人違うぐらいの規模ですが2名でございます。今、ご質問がございました交付金かどうかでは、例えば特別調整交付金で結核精神等の交付金がございますが、点検員1人当たりのこの交付金の効果額となりますと、2人でやっているところが南風原町より多いとか、そういうこともございます。いろいろな事業を点検していく中で、南風原町は3人で大丈夫だと判断しておりますので、今回、われわれは4人から3人にした、これでやっていけるものだと思っております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 では、少し質問を変えます。文化課について聞きますね。発掘調査は、1年短くして5年で終了します。それは県に迷惑をかけることはないのか。それから、嘱託員から目的は達成した、業務が終了したと報告があったのかどうか。それからもう1つ心配しているのは、本土から毎年修学旅行生が来ます。そういった日常の業務というのは大丈夫なのかどうかお答えください。

○議長 宮城清政君 教育部長。

○教育部長 宮平 暢君 われわれ平成29年度予算計上しておりません調査の委託事業がありますが、一括交付金を受けての事業がありますが、それは事業についての嘱託員でありまして、文化センターの公開についてはおりますので問題はないと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 それから、税務課もかなり減になっています。これも自主財源の確保に厳しいと思うが、徴収業務などしっかりできますね。お答えください。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 町税については、先ほど申し上げたとおりでございまして、平成21年ごろと比較すると滞納繰越の件数が5,500件ぐらいから現在1,700件です。それは同じ人数でや

るのかどうかですね。きっちりと現年分で99パーセント納税者の皆さんに納めていただいております。滞繰分がないということですので、業務もかなりシンプルになっている。なお且つ紙ベースで管理していたものを平成22年度から滞納整理システムを導入しています。トータルで事務の軽減、量と事務機器と言いますか環境ですね。情報処理化、電算化しておりますので十分対応できるという考えです。

○議長 宮城清政君 もう1つ聞きます。農業委員会は、今度から新たな推進制度ができました。その新たな業務ができましたが、通常の農業委員会の業務として大丈夫なのかどうか答えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城敬宝君 農業委員会も農業委員会法の改正に伴って推進委員もできるわけですが、今は1名でやっていますがこれについても問題ないと判断しております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 各課長、部長の答弁ありがとうございました。皆さんは、職員から今の職に就いています。だから、職員の気持ちは分かる部長、課長になって欲しい。職員を大事にする部長、課長になって欲しい。そのことをお願いしておきます。答弁、ありがとうございました。質問を終わります。

○議長 宮城清政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

散会（午後3時06分）